

大和市条例第11号

大和市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第11号

大和市手数料条例の一部を改正する条例

大和市手数料条例（昭和26年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表消防法関係の表第3号中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第5号を次のように改める。

5	法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料（次号に該当する場合を除く。）	(1) (2)に該当する場合以外の場合	ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、次に定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 34,000円 (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 38,000円 イ 一の建築物（一戸建ての住宅を除く。以下この表において同じ。）の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、次に定める額を合算した額 (ア) 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 69,000円
---	--	---------------------	--

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物
120,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物
200,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物
280,000円

(イ) 非住宅部分（基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び基準省令附則第3条第2項に該当する場合にあっては、同号ロ(1)）又は基準省令第10条第3号ロに適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物
230,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物
370,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物
530,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物
650,000円

e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物
770,000円

f 床面積の合計が25,000平方メー

トル以上の建築物 870,000円

(ウ) 非住宅部分 ((イ)に該当するものを除く。)

次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、次に定める額

a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 87,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物
150,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物
240,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物
310,000円

e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物
370,000円

f 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 440,000円

ウ 2以上の建築物（法第29条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。以下この表において同じ。）の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、次に定める額を合算した額

(ア) 申請に係る建築物 ア又はイの規定の例により算定した額

(イ) 他の建築物 ((ウ)に掲げるものを除く。) ア又はイの規定の例により算定した額

(ウ) 他の建築物（法第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あ

		<p>らかじめ登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録住宅性能評価機関等」という。）による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。） (2)ア又はイの規定の例により算定した額</p>
	<p>(2) 法第30条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものである場合</p>	<p>ア 一戸建ての住宅の場合 4,700円 イ 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、次に定める額を合算した額 (ア) 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 20,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 45,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 81,000円 (イ) 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 27,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建</p>

			<p>建築物 80,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 130,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 160,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 200,000円</p> <p>ウ 2以上の建築物の場合 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、次に定める額を合算した額</p> <p>(ア) 申請に係る建築物 ア又はイの規定の例により算定した額</p> <p>(イ) 他の建築物 ((ウ)に掲げるものを除く。)</p> <p>(1) ア又はイの規定の例により算定した額</p> <p>(ウ) 他の建築物 (法第30条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は住宅性能評価を行った住宅に係るものに限る。) ア又はイの規定の例により算定した額</p>
--	--	--	--

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第6号中「前号(1)、(2)又は(3)」を「前号(1)又は(2)」に改め、同表第7号金額の欄を次のように改める。

ア	一戸建ての住宅の場合	第5号(1)ア又は(2)アに定める額の2分の1の額
イ	一の建築物の場合	第5号(1)イ又は(2)イに定める額の2分の1の額
ウ	2以上の建築物の場合	当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、次に定める額を合算した額
	(ア)	申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの ア又はイの規定の例により算定した額
	(イ)	既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更

が生じるもの ア又はイの規定の例により算定した額

(ウ) 新たに計画に追加する建築物 第5号(1)ア若しくはイ又は同号(2)ア若しくはイの規定の例により算定した額

別表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表第8号中「第5号(1)、(2)又は(3)に定める額の2分の1の」を「前号に定める」に改め、同表第9号を次のように改める。

9	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	(1) (2)に該当する場合以外の場合	ア 一戸建ての住宅（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)（基準省令附則第4条第1項に該当する場合にあつては、同号ロ(1)）に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 第5号(1)アに定める額 イ 一戸建ての住宅（アに該当するものを除く。）の場合 第7号アに定める額 ウ 一の建築物の場合 当該申請に係る建築物の部分について、次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、次に定める額を合算した額 (ア) 住宅部分（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)（基準省令附則第4条第1項に該当する場合にあつては、同号ロ(1)）又は基準省令第1条第1項第3号ロに適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 第5号(1)イ(ア)に定める額 (イ) 住宅部分（(ア)に該当するものを除く。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、次に定める額 a 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 33,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 57,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル
---	---	---------------------	--

			<p>ル以上5,000平方メートル未満の建築物 100,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 160,000円</p> <p>(ウ) 非住宅部分（基準省令第1条第1項第1号イ又は同項第3号ロに適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 第5号(1)イ(イ)に定める額</p> <p>(エ) 非住宅部分（(ウ)に該当するものを除く。） 第5号(1)イ(ウ)に定める額</p>
		<p>(2) 当該建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けた場合、当該建築物について都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新</p>	<p>第5号(2)に定める額</p>

		築等計画の 認定、法第 12条第1 項若しくは 第13条第 2項の規定 による建築 物エネルギー 消費性能 適合性判定 若しくは法 第30条第 1項の規定 による建築 物エネルギー 消費性能 向上計画の 認定を受け た場合又は 当該建築物 が住宅性能 評価を行っ た住宅であ る場合	
--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。